

（午後2時15分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番11、10番 高本君。

〔10番（高本勝次君）登壇〕

○10番（高本勝次君）改めまして、皆さん、こんにちは。どうぞよろしくお願ひいたします。

通告に従いまして、一般質問を行います。今回も四点ありまして、順番に申し上げていきます。

まず、大きな項目一点目なんですけど、福祉タクシー券について質問いたします。

福祉タクシー券は、障害者手帳保持者が福祉タクシー券（年間25枚支給）を申請することによって受け取ることができる制度でございます。現在、初乗り運賃として使えることになっているため、1回の乗車につき1枚しか使用できません。したがって、橋本市内のタクシーでは超過分を利用者が現金で支払わなくてはなりません。長距離になればなるほど現金で支払う金額が大きくなり、重い負担となっているのが現状であります。福祉タクシー券を利用しておられる独り暮らしの高齢者の方や少ない年金で暮らしている皆さんから、複数枚使えるようにしてほしいという切実な要望がありましたので、今回取り上げて提案いたします。

タクシー初乗り運賃券の発行をタクシー利用券という名称に変更して、1枚100円の利用券にすれば複数枚使用できるようになります。ぜひこれを実施していただきたいという提案でございます。ご答弁よろしくお願ひいたします。

次に、大きな項目二つ目ですが、本市の福祉避難所の施策についてお聞きします。

災害時、高齢者や障がいのある人等の避難場所として福祉避難所があります。本市の福祉避難所の施策についてお尋ねいたします。

①本市の福祉避難所は何箇所あり、どこの施設ですか。また、福祉避難所の運営のマニュアルがありますか。

二つ目に、福祉避難所になる施設の受入れの訓練はどのように行われていますか。

三つ目に、和歌山県は福祉避難所の対象者として次のように言っています。「災害において、高齢者、障がい者等、避難所生活において何らかの特別な配慮を必要とする方で、福祉施設へ入所するに至らない程度の方の家族も含めて」という説明であります。本市もこの認識でよろしいかお聞きしたいと思います。

また四つ目に、災害時要配慮者、いわゆる災害弱者は一般の避難所に行ってからでない福祉避難所へ行けず、避難するのにかなり時間がかかります。事前に受入れ対象者を調整しておくことで、直接福祉避難所に行ける体制整備が必要ではないかと考えます。よろしくお願ひします。

大きな項目三つ目ですが、「福祉子ども向け避難所」の設置の提案でございます。

災害時、障がい児の家族が周りに迷惑をかけられないということで、避難所に行くのをためらい、被災した住宅に残る、あるいは車中泊を続けることもなりかねません。

熊本市では特別支援学校と協定を締結し、福祉子ども向け避難所として大規模災害時に実施することになっています。本市でも熊本市を参考に検討してはいかがでしょうか。事前に対象者を登録しておく「福祉子ども向け

避難所」の設置を検討する必要があるのではないのでしょうか。ご答弁をお願いいたします。

大きな項目四つ目ですが、本市の生活保護制度の取扱いについてお聞きします。

過去5年間、2016年から2020年の各年度ごとの生活保護申請者の数と、それに対する扶養照会の実施数をお聞きします。どうなっているかお聞きしたいと思います。生活保護申請者に対し、扶養照会についてはどのように説明し対応しているのかお聞きします。その他、生活保護制度の取扱いについてお尋ねしたいと思います。

壇上からの質問は以上でございます。どうぞご答弁よろしくをお願いいたします。

○議長（小林 弘君）10番 高本君の質問項目1、福祉タクシー券に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）福祉タクシー券についてお答えします。

福祉タクシー券事業は、タクシーの利用料金の一部を助成することにより、障がい者及びその扶養者の経済的負担を軽減するとともに、障がい者の社会活動の範囲の拡大及び福祉の増進を図ることを目的とし、橋本市福祉タクシー事業実施要綱に基づき、本市で営業する5事業所に事業を委託し実施しています。

年間の利用回数は1人25回とし、助成額は初乗り運賃としています。橋本市では25枚を1冊にまとめ、障がい者手帳のケースに入れ、常に持ち運べる大きさとしています。自分で自動車を運転され通常タクシーをあまり利用されない方でも、体調不良の際などに利用できるよう申請されている方も多くいます。

議員おただしの1枚100円の利用券を複数枚利用することについては、1度の外出で長距離の移動をされる方の負担は軽減されるこ

とになりますが、この制度の目的はタクシーの利用料金の一部を助成することにより、タクシーを交通手段としている障がい者の経済的な負担を少しでも減らし、一度でも多く外出していただくことができるようにすることです。現時点で制度変更する予定はありませんが、今後も障がい者の社会参加の充実と福祉増進のため、利用者の目線に立ち情報収集に努めてまいります。

○議長（小林 弘君）10番 高本君、再質問ありますか。

10番 高本君。

○10番（高本勝次君）それでは、1回目一つ、質問いたします。

私が調べたところなのですが、和歌山県内に福祉タクシー券を1回乗車することに2枚、3枚と複数枚使用できる自治体が県内でもございます。七つありまして、言いますと、高野町、かつらぎ町、御坊市、由良町、美浜町、那智勝浦町、日高川町でございます。年間支給している枚数も高野町は100円券を180枚、御坊市は100円券を100枚、由良町は100円券を150枚、美浜町は100円券を120枚と、それとまた、那智勝浦町は100円券を30枚出しております。そして、かつらぎ町は500円券を20枚、日高川町は500円券を30枚、それぞれ出しておりますが、何枚使っても自由に使用できるようになっています。つまり初乗り運賃ではなくタクシー利用券として発行しているので、自由に使えるのでございます。

お聞きします。和歌山県内で、この七つの自治体でタクシー利用券を複数枚使用できるようになっているのをご存じでしょうか。お尋ねします。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）はい。他の自治体でそのように使っておられるというのは承知しております。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）そしたら、次にお聞きします。

具体的に申し上げたいんですが、年金暮らしの障がい者にとっては、超過料金の現金支払いが少しでも少ないほうが助かるという声を聞いております。橋本市が昨年度福祉タクシー券を発行した人数は、人数として738名と聞いています。1人25枚ですから、総発行枚数は1万8,450枚となります。このうち利用された枚数もお聞きしました。4,803枚と聞いています。つまり、26%の利用しかなかったということであります。残りの74%、1万3,647枚は使用されていません。いろんな条件で利用されていない理由があるかと思いますが、ご答弁でありましたように経済的負担を軽減する目的からいえば、100円券で複数枚使用できるようにしたほうが超過料金の自己負担が少なくなるのは確実であります。ぜひ利用している方の実際の声を聞いていただきたいと思っております。

そこで、利用実態調査、アンケート調査を実施していただきたいと考えています。100円券にしたらどうかだけでなく、どういったことに使用しているのかなどいろんな質問項目を含めた、そういった利用実態調査をぜひともしていただきたいと思っております。74%も使用していないという実態調査がどうしても必要ではないでしょうか。

昨年は、コロナ感染のせいで少なかったのかと私は思いました。そうではありませんでして、2年前の2019年度は73%、3年前の2018年度は70%使われていません。そんなことで、2年前の2019年度は27%しか使われておられなくて、2018年度は30%しか使われていません。こんなことで毎年7割以上も使用されていないのが実際のところでございます。こういう意味で、実際の使用されている皆さんの

声を、これだけ残しているということは何かやっぱりいろんな事情があるかと思っておりますので、アンケート調査を、100円にしたらどうですかとか、そのほかどんなことに使っていますかとか、そういったちょっとした声を聞く内容の、アンケートでなかったらそんなことは聞けませんので、アンケート調査を実施していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）まずこのタクシー利用券なんですけれども、先ほど壇上でも申し上げましたとおり、議員おただしのおとり、障がい者の経済的負担を軽減することというのがまず大きな目的であります。それとともに、一度でも多く障がい者の方が外出していただける機会を設けさせていただくというのもまた大きな目的であります。それで、初乗り運賃の25枚、確かに初乗り以上の乗車の場合は、追い足しで現金を払っていただくということが実際あるかと思っております。

また、これは福祉施策の一つなんですけれども、実際に現金で払ったタクシー料金についても1割なんですけれども、軽減、減免をさせていただいているという。ですので、初乗りから現金を払った分の1割は、また減免させていただいているということもございます。

アンケートなんですけれども、確かに何に使われているのかとか、どういうタクシー利用券がいいですかというアンケートも取れば、いろんなご意見を伺えると思っております。ただ、窓口で今後、タクシー利用券を渡すときに、いろいろお話を伺うこともできるので、まずはそちらでお話を伺った上で、もし制度の変更などを考える際にはそのようなアンケートも必要であるかと思っておりますが、今は一旦、お渡し、交付させていただくときにお話を伺って進めさせていただこうかなと思っております。

す。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）7割以上も残っているということについて、実際のところどのようにお感じになっているのか。はっきり申し上げて、どういう理由で残っているのかということをご存じないと思うんですよ。調べてないでしょう。だから、こんなに残すということは私個人的に言ったら異常というか、せつかく支給しているのにこれだけ残すというのはおかしいと思うんですよ。やっぱりいろんな事情があると思うんで、窓口で渡すときに聞くような程度じゃなくて、きちっとどういうことに実際に使われているのか、なぜ残しているのか、どういうふうにしてほしいんかということ、直接の声を紙で書いて、やっぱり聞くということほど重要なことはないと思うんです。そういう認識でおってほしいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）先ほども申しましたように、アンケートは確かに市民の声を聞くには大事な事業かと思えます。ただ、その残る理由というの、タクシー利用券を使っていただける委託している事業所が一般のタクシー会社を含めて五つの事業所となっております。近年、だんだん利用率がおただしのおり低くなってきているんですけども、いろいろな別の交通手段というのをご利用になっている場合が多くございます。例えば、通常の乗降介助のタクシーであったりとか、タクシー利用券を使うことの委託の契約をしていない別の交通手段を使われている方もいらっしゃると思います。そういうこともあってやはり低くなってきているというところもあるかと思えますし、今回初乗りの助成につきましては、一応25枚で往復すると約12回分の、月に1回程度お出かけいただけるこ

とについての補助、助成ということを見せていただけていると思っておりますので、この事業についてはこの形で進めていけたらと思っております。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）こんなに7割以上も使われていないということ自身が、率直に言ってどのように感じているのかどうか。私、直接聞いて、100円券だったら100円以上の負担はないんですよ。そんなら、やっぱり高齢者の独り暮らしとか少ない年金で暮らしている人たちにとったら、そんな事情があるかも分からない。初乗り運賃やったら620円。それを超えたら全部自分が出さなあかん。100円券にしてもうたらほんまに使い勝手がいい。誰に聞いてもそのほうが使い勝手いいって、私はどなたに聞いても、そのほうがいいなおっしゃいます。そやから、その辺で一応これだけ残しているということは、やっぱり何か使い勝手が悪いんやないかと私は思っているんですけどね。100円券のほうが使い勝手いいということは、間違いなく誰に聞いてもそうやなど。自分の出すお金が少ないんだからね。100円以内なんだからね。やってみなあかんと私は思っているんですよ。だから、その初乗り運賃620円、それにこだわること自身がどうも納得できないんで、これだけ残しているということで、どうも感じておられないんですか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）このタクシー利用券をお持ちでいらっしゃる方、もちろん常時外出されるときに使われる方もいらっしゃるし、先ほど申しましたように通常、ふだんは自家用車というか自分で運転をなされてとか、家族が運転されて移動できる方におかれましては、やはり何か体調不良のときとか都合悪いときとかのために、念のために

持っておこうかなってそういう方も対象者の中にはいらっしゃると思います。なので、一概に使えなかったという場合だけではないかと思えます。

発行しているタクシー助成券の総金額については、乗られるタクシーの業種にもよるんですけれども、だいたい通常一般のタクシーですと620円、それから障がい者の移動支援をするタクシー会社については若干、500いくらか480円とかそのくらいの少し低い初乗り運賃になるんですけれども、その分助成させていただいて運行していただいていますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）部長おっしゃったことは、多分そういうことで使ってないんだろということそれはそれで想像はつくんです。あくまで想像で。実際の声を聞いてみるということがすごく大事と私は思うんですけれども、必要ないと思われるんですか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）実際の声は先ほども申し上げましたとおり、タクシー助成券をお渡しさせていただくときには、そのお渡しさせていただく際にお声を聞かせていただくということで担当課も申ししておりますし、今回そのような形で取り組んでいきたいと思えます。

それと、このタクシーの助成券につきましては、移動の運賃、障害者手帳をお持ちの方につきましてはいろいろな割引制度であったりとか助成の制度があります。例えば住宅を改修された際の助成であったりですとか、それから高速道路を通行されたときの高速料の助成であったりとかっていう中で、旅客運賃の割引ということでこのタクシーの割引券というのは交付させていただいてまして、そのほかにバスの運賃であったりとかコミュニ

ティバスの運賃、それから航空料金、鉄道料金、いろいろ様々な割引のある中での一つの事業となっています。ですので、100円券にして全額を補助するというような、ほぼ全額に近いほどの助成をするというような目的ではございませんで、あくまでお出かけするときの移動の費用を軽減していただく、助成させていただくという目的でさせていただいている事業ですので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）私、100円券にしたらって、100円券にしたら、そやから何枚もくれとやうてるわけじゃなくて、25枚分を100円券に換えるだけやから、何にも市の支出は変わらないんです。だから、アンケートを聞くということぐらいできない理由、あるんですか。私はアンケートで聞いて、どういうことで使っているか使い道も聞いて、実際の現状を聞いたことないんでしょう、全員に。七百何人もおるんですよ。それを調べるぐらい簡単と違いますか、アンケート用紙を渡して。それができない気持ちがよう分からないんですけど。

○議長（小林 弘君）暫時休憩します。

（午後2時38分 休憩）

（午後2時41分 再開）

○議長（小林 弘君）再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）議員がおっしゃっているアンケートにつきましては、私どもの相違があるとは思いますが、私どもについてはそのアンケートと同等のものとして窓口で聞き取りを、生の声を聞き取らせていただくということでお答えさせていただいたつもりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）先ほど言いましたように結局、窓口でどうですかと聞くんじゃなくて、ちゃんとアンケートを取ってやっぱり記録に残して、こういう実態なんだということを知ることが大事やし、ときによっては情報公開でどういうアンケートを集計されたのか聞きたいこともあるし、実態を知りたいんですよ。7割も残っていること自身、異常と思わないのが異常ですよ、これ。それを言いたいんです。

○議長（小林 弘君）暫時休憩します。

（午後2時42分 休憩）

（午後2時45分 再開）

○議長（小林 弘君）再開します。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）先ほど申し上げましたように、直接市民の声を聞くということが一番重要なと考えております。制度の内容などについてもご説明もさせていただけますし、その3割が高いとは決して思っていないので、満足しているわけでもなく、使っていただくということが目的でお渡ししているタクシー券ですのでね。やはり制度の目的とか内容というのもしっかりとご説明もさせていただきますし、そういうことも含めて聞き取りを行って、さらにアンケートというか聞き取った内容を記録に残しておくということで対応させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）分かりました。窓口へ直接本人が来るとは限らないんです。代理人の方が来られる方もあるので、細かく意思をつかむことは難しいと思います。みんながみんな本人が来ませんのでね。それを私は言ってるんです。

それともう一つ、アンケートというこだわるのはあれやけど、100円券にしたら使い勝手はいいと思いますので、いっぺん検討することだけ、100円券にしてみたらということで一応協議させていただいて、それがいいんかなんかということはお考えになって検討していただくようお願いして、これは終わります。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目2、本市の福祉避難所の施策に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）本市の福祉避難所の施策についてお答えします。

まず、一点目の本市における福祉避難所の現状ですが、現在、設備の整った社会福祉法人施設等の13施設を福祉避難所としています。内訳は、社会福祉施設が12施設、小学校が1施設となっています。本市の福祉避難所の設置運営マニュアルについては、平成27年2月に作成していますが、令和3年5月、内閣府により福祉避難所の確保・運営ガイドラインが改定され、本市においても見直しが必要な状況です。

次に、二点目の福祉避難所になる施設の受入れの訓練については、社会福祉施設は現に入所者等の利用者がおり施設を使った開設訓練は難しいことから、開設手順の確認を行い、開設にあたり問題点の洗い出しなど関係機関の協力を得ながら行いたいと考えます。

次の三点目の福祉避難所の対象者については、和歌山県と同様の認識をしています。

最後に、四点目の直接福祉避難所に行ける体制整備が必要ではないかについてお答えします。

二点目でも述べたとおり、本市の福祉避難所のほとんどは民間の社会福祉施設で、現に

入所者等の利用者がいる施設です。このため、開設時には各社会福祉施設の共有部分などの限られた空きスペースを利用して避難者を受け入れることになり、多くの避難者を収容することができません。

前述の令和3年5月、内閣府ガイドラインでも示されているように、事前に受入れ対象者を特定しておく必要があると考えますので、関係各課室及び関係団体・事業者で連携し取り組んでまいります。

○議長（小林 弘君）10番 高本君、再質問ありますか。

10番 高本君。

○10番（高本勝次君）そしたら、一つお聞きします。

①、②、③はご答弁いただいた内容で、そうしていただいたらと思います。

④のところでお聞きしたいんですけど、災害対策基本法の一部を改正する法律が5月20日に施行されております。今年の5月20日に。この中で改定の趣旨として説明されています。指定福祉避難所の指定を促進するとともに、事前に受入れ対象者を調整して、人的・物的体制の整備を図ることで、災害時の直接の避難等を促進し、要配慮者の支援を強化するとしています。すなわち、要配慮者の意向や地域の実情を踏まえて、事前に指定福祉避難所ごとに受入れ対象者を特定しておくというものでございます。ご答弁にありました福祉避難所は社会福祉施設の12施設、小学校で1施設とご答弁いただきましたが、それぞれ受入れ可能人数をお聞きしたいことと、本市ではいつ頃までに、改正されたこの内容で受け止めて計画をされるのかお聞きしたいと思います。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）福祉避難所に収容できる全体の受入れ人数は327人とな

ります。327人につきましては、ご本人さまと介助者の方、ご家族の方などが一緒に入所していただくようになるので、2分の1ということで約160人程度となっております。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

もう一つ、問うてください。

○10番（高本勝次君）この計画をいつまでにつくる計画で臨んでおられるか、それを聞きたかった。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）大変失礼しました。こちらの令和3年5月にガイドラインが改定されまして、今の議員おっしゃったように個別計画を立てて、それで直接避難するというようなガイドラインになっているんですけども、概ね5年をめどにガイドラインに沿った避難計画を立てるということになっております。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）すいません、もう一度。いつ、何年度ぐらいまでに計画できるかということをお聞きしたかったんですけど。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）橋本市では令和7年度をめどに計画を立てる予定をしております。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）分かりました。それでぜひ、できるだけ早くつくっていただいて、計画をよろしく願います。

次に行きます。

○議長（小林 弘君）質問項目3、「福祉子ども向け避難所」設置の提案に対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）「福祉子ども向け避難所」設置の提案についてお答えしま

す。

大規模災害時の長期避難において、障がいのある子どもとその家族が安心して避難することができるよう、障がいのある子どもとその家族に特化した福祉避難所あるいは拠点避難所における福祉避難スペースの確保などが必要であると認識しています。

本市においても、県立きのかわ支援学校に通学する児童生徒と保護者が避難できるよう、当校を福祉避難所に指定するべく協議をしましたが、当校は拠点避難所として指定されており地域住民の避難所であることや、他市町村から通学する児童生徒の調整、また学校運営や避難所運営との兼ね合いなど課題の解決に至らず、なかなか進んでいない状況です。

しかしながら、当校に通学する児童生徒が、日常学校生活を過ごしている通い慣れた学校施設内で保護者とともに避難生活を送ることができる環境は、障がいのある子どもにとって身体面や精神面での負担が軽減できるものと考えます。

当校のある地域は紀の川浸水想定区域内であるため風水害時には開設できませんが、地震災害により避難が長期化した場合、障がいのある子どもとその家族の福祉避難所として受入れが可能かどうか、今後とも調整を進めていきます。

○議長（小林 弘君）10番 高本君、再質問ありますか。

10番 高本君。

○10番（高本勝次君）今、答弁いただいた内容でぜひお願いしたい。付け加えて申し上げたいんですが、確認させていただきたいと思います。

熊本市は熊本地震の教訓を生かして、障がいのある子どもらが大規模災害時に身を寄せる福祉子ども向け避難所の設置に取り組んだ

ということであります。熊本地震のときは、被災した自宅に残る、あるいは車中泊を続けるケースが多かったそうであります。熊本市の場合は災害救助法が適用される場合や震度6以上、当面は震度5以上らしいんですが、そういった地震が起きた際に福祉子ども向け避難所を開設し、市職員と学校職員、可能な範囲で障がい児の家族が運営と支援をするという内容になっているそうです。自閉症の子どもなど特別の支援が要る場合の福祉子ども向け避難所はどうしても必要だと思います。

本市は家族の不安を十分ご理解いただいていると思いますが、和歌山県と本市ときのかわ支援学校の協議を進めていただきながら、それでもなおかつどういふ事情なのか分かりませんが、支援学校に万が一代わるものを考えなければいけないときは、本市でもどうしても福祉子ども向け避難所を実施していただけるよう話を進めていただきたいと思います。答弁いただいた中ではあるんですが、確認いたしたいと思います。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）高本議員の質問にお答えをします。

高本議員、板橋議員の昨日からも質問を頂いているんですけど、災害が小さくて移動ができるというようなそういう、国もそうなんですけど、本当に大きな災害が起きたときに、「あなたは福祉避難所へ行きなさい。子どもの福祉避難所へ行きなさい」ということが本当に可能かどうかということも、そのガイドラインも大切なんですけど、実態として本当にそれが可能かどうかということ私どもは命を守るために考えとかなあきません。

きのかわ支援学校についても、約80名近くが岩出市、紀の川市から来ています。例えば授業時間中に起きたときに、この子どもたち



を家庭へ帰すにはどうしたらいいんかとか、そして恐らく大規模地震、直下型地震、今6.8に小さくなりましたけども、そのときに実際に、じゃ、地域の人たちが、「あそこ、福祉避難所か」と言っているかという、そうではないと思うんですよ。やっぱり一旦は普通の避難所に避難してもらって、それから福祉施設を開けたときに、果たしてどれぐらいの人が入っていけるのかというのを確認した上で、段階的に避難をさせていくというふうにしていくということになると思います。

実際に大規模地震が起きたときに、職員もどれだけ集まっているかというのは全く分かりません。土日に起こったら職員はいてないし、平日に起こったとしても、やっぱり被害状況で道路が通られへんとかっていうことも考えられます。その中でまず一番大切なことは、自分のところの地域の近くのほうに避難をしていただくというのが基本で、そこからある程度落ち着いてきたら福祉避難所、子どもの避難所に変わっていただくという段階を踏んでいく必要があると思います。それまでは学校施設の開放をしますから、今危機管理のほうで、公民館のほうでも今回してもらっていて、障がい者の人はここでお待ちしております、妊婦の人はここでお待ちしておりますというふうな今マニュアルを作っていて、恐らく地域の子どものための避難所では学校が一番いいのかなというふうに思いますし、それはまた教育委員会と、大規模のときは開放してくださいということも今検討させていますし、やはり全てが同じ状況で動けるわけではなくて、災害の度合いによってどういうふうな避難所を開設して運営していくかということが大変大事になってきます。

私もガイドラインとか、昨日の話の中でも実際そんなこと、大規模地震が起きたときに災害対策本部の中に男女共同参画室みたいな

ところを入れてというのは、逆に手後れやと思っています。ふだんから避難所は、男性も女性を中心に運営できるように自主防災会の皆さん、区の皆さんにお願いして、こういうときはこうしようというようなマニュアルを作っていくことが最も市町村にとって大事なことだと思っています。最初からその準備を積み上げていかないと、やっぱりなかなか市民の命を守るということはできないのかなというふうに思います。

橋本市としては、できるだけ多くの地域の皆さんとお話をして、こういう大きな災害があったときに、あそこまで行けないんだったら地域で開設をして、そのときに男性目線、女性目線で避難所を開設できるような体制を今からつくっていくことが大事やと思っています。高本議員が言われることも確かにそうなんですけど、実際に本当に震度8とかそんな地震が来たときに、すぐさまそういう対応は取れませんし、まず安全なところへ逃げていただくというのが基本になってくると思います。そこから福祉避難所であったり、子どもは、やはり障がいの持った子どもだったら近くの学校へ行ってもらおうとか、そういう環境づくりというのを段階を踏んでやっていく必要があると思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）今、市長、答弁を頂いたんですけど、福祉避難所については国は今年、直接移動できるように、そういう計画をつくりなさいという指示が出ているんです。だから、それはそれでやっていただかなかつたら困ります。だから、私が今言うてるこの子ども向けの避難所については、複雑な問題もあるかも分かりません。それはそれで、以前、私が聞いた中では、きのかわ支援学校におられた先生に以前相談したことがあるとい

うことを聞きましたんで、やっぱり相談できるものなら相談していただけたらね。福祉避難所は直接行くように国が言うているんですよ。そうする計画をつくりなさいという今年の指示なんです。変わって通達が出ているんです。だから、子ども向けも同じようにできるかというたら難しい問題もあるかも分かりませんが、検討していただくように進めていただかなかつたらあかと私は思いますので、そういう方向で。今、市長は一緒のことに言うてはるけども、福祉避難所は国は直接そこへ行くように事前に整備しておくんですよ。どなたかがどこへ行ってもいけるような体制を事前につくつとらんと、いつ地震が起こるか分からんのやからつくっておくことが必要ですよと国が言ってるんです。だから、そういう体制を今から、大変ですけどもつくっていくようにしていただきたいと思います。

子ども向け避難所についてはどうしていくか、学校ということになったら学校の受け入れる側もありますので、それは協議しながら、どうしたらいいかということは検討していただいたらと思いますので、そのように理解しているんですが、いいですか。

○議長（小林 弘君）市長。

〔市長（平木哲朗君）登壇〕

○市長（平木哲朗君）基本的にはガイドラインに沿って計画はつくりますが、現実と実態は違うということだけ分かるとしてほしいんです。そんな大きな地震があったときに、道路通られへん、橋落ちたとなったときに、近くへ行かざるを得んのですよ。だから、僕が言っているのは、確かにそういうものも必要ですけども、ただ、すぐに福祉避難所なんかに行けませんよという話をしているんです。風水害だったら当然、きのかわ支援学校は駄目なんで、ほかのところへ持っていくという二刀流で考えていく必要はもちろんあります。

ただ、本当の大規模災害って、私どもが経験したことないんですよ。そのときに、「あそこには決まっているから、あそこへ行きなさい」という道理は通りませんよ。より安全なところへまず避難してもらって、体制をつくって、そのときに決めてあった福祉避難所へ避難してもらおうということは段階的に必要じゃないですかということを僕は言っているんです。

例えば、国城寮へ避難してくれと言われて、道が通られへんだら、どないして行くんですか。だから、一旦は避難所へ逃げてもらった後に、落ち着いたところで移動してもらおうということが、安全が確認された上で近くの福祉避難所に行っていただくという方法を私どもは考えていきたいということです。私らも震度8ぐらいのものが来たらまちがどうなっているかというのは想像もつきませんが、より安全に市民の命を守ろうと思えば、まず安全なところへ逃げてもらって、避難所も開設できて落ち着いた上で、次の高齢者の方であるとか障がいを持っている人はその福祉避難所の移動手段が確保できれば、当然送ってってもらいますし、子どもも果たしてきのかわ支援学校が大丈夫かどうか分かりませんが、そのときに駄目だったら学校開放というような、教室に子どもたちに入ってもらおうという方法は取れますから。そんな大規模地震の後に学校を再開できるようなことはないと思います。かなり時間がかかった上での学校再開になってくると思いますから、そこにまずおってもらおうとか、子どもたちがストレスをためないように、高齢者の方も障がい者の方もストレスをためないようにしていくというのも橋本市の責任でもありますから、その対応はしっかりとしていきますということです。

だから、落ち着いたらここへ行ってもらうという計画はしっかりとつくりますが、や

はり災害というのはどんな災害が起こるか全く予想もつきませんし、熊本みたいに後の地震のほうが震度が高かったというケースもあって、余計に被害が広がったというケースもあります。そういうのをしっかりと見極めた上で、市民の皆さんにより安全なところへ避難をしていただくということを考えておりますので、その辺はご理解していただきたいと思ひますし、計画はつくりまますので、できるだけ早く。ただ、逃げるときは、本当に大きな災害が起きたときには、このガイドラインというのは役に立ちませんよということだけご理解いただけたらなというふうに思ひます。

○議長（小林 弘君）再質問ありますか。

10番 高本君。

○10番（高本勝次君）この項目は終わりました。次の質問でお願いします。

○議長（小林 弘君）次に、質問項目4、本市の生活保護制度の取扱いに対する答弁を求めます。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長（土井加奈子君）登壇〕

○健康福祉部長（土井加奈子君）本市の生活保護制度の取扱いについてお答えします。

まず、過去5年間の生活保護申請者数は、2016年度52件、2017年度34件、2018年度36件、2019年度58件、2020年度37件です。

生活保護制度は、他法他施策を優先して活用することが生活保護適用にあたっての要件となっており、生活保護相談者や申請者には、親族からの支援がある場合も生活保護法による保護に優先して行われる旨を説明し、扶養照会についても必ず伝えてあります。併せて、金銭的な援助ができなくても精神的な支援、例えば定期的な訪問・架電・書簡のやり取り、一時的な子どもの預かりなどがあることも伝えてあります。

民法上、3親等内の親族には扶養義務があ

り、扶養の可否について原則照会を行っています。ただし、DV等明らかに要保護者の自立を阻害することになると認められる場合など特別な事情があれば照会を見送ることもあります。

扶養照会の必要性については組織的に判断するため、毎週課内ケース診断会議を開催し、本当に保護が必要な人が保護を受ける妨げとならないよう慎重に対応しています。

○議長（小林 弘君）10番 高本君、再質問ありますか。

10番 高本君。

○10番（高本勝次君）それでは、お聞きします。生活保護申請における扶養照会について質問したいんですが、生活保護法第4条第2項で、扶養が保護に優先するということが書かれております。また先ほど言っておられたように、民法上、3親等まで扶養義務があるということになっております。こんなことで扶養照会をしているという理由になっております。

実は、今年の1月28日の国会の審議なんですが、参議院の予算委員会なんですが、そこで申請をためらわせる扶養照会はやめるべきではないかと我が党の共産党、小池晃議員が質問を行いました。「扶養照会は義務ですか」との問いに、厚生労働大臣は「扶養照会は義務ではありません」と答弁しています。本市では、特別な事情があれば照会を見送ることもあるが、扶養の可否について原則照会を行っているとのこととです。

また併せて、本年3月30日付、厚労省から扶養照会の取扱いについて通知がありました。それは要保護者が扶養照会を拒んでいる場合等において、その理由について特に丁寧に聞き取りを行い、照会の対象となる扶養義務者が扶養義務履行が期待できないものと該当するかどうか否かを、そういった観点から検討

を行うべきであるという内容になっています。さらに、扶養義務者に対する扶養照会は、扶養義務の履行が期待できると判断された者に対してのみ行うようにという、そういう通知が出ています。この内容のとおりされていると思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）おたのしみ、1月のその国会の審議を受けまして、本年2月26日と、それからおっしゃっていただきました3年3月30日に、いずれも厚生労働省のほうから通達が参っております。生活保護につきましては、生活保護法に基づいて実施要領ですとか、それから生活保護問答集などがございまして、実際に私どもはこれを生活保護の事務を進めていく上でガイドラインとして運用しております。この3月30日の通知に、課長通知なんですけれども、につきましては、生活保護法による保護の実施要領の取扱いについてということで通知が参っておりまして、先ほど議員おっしゃっていただいたように、要保護者の方のお話をよく聞いて、その照会の必要があるかどうかということをおっしゃっていただいたかと思うんですけれども、そのお話をよく聞いてのお話の内容なんですけれども、扶養義務者が例えば70歳以上の高齢者であれば、それから、逆に未成年であるとか、それから、そもそもその扶養することに期待ができない、扶養することが難しいと、例えば施設に入られているとかということで扶養するのが難しいと思われる方、それから、先ほどおっしゃられたようにDVなどで連絡することによって被保護者の自立が阻害される、そういう方、もしくはもともとご親族で音信不通であられて、この3月30日の実施要領の改定で、以前は20年ほどの期間を目安に音信がないというところで事務処理を

していたんですけれども、この改定によりまして、10年程度の音信がないという方をめどに扶養照会を省略することができるという、そういう通知が参っております。ですので、被保護者のお話をよく聞いて照会するかどうかの判断をするという手順がこのように改定されておりますので、現在はその要領に基づいて、私どもは事務を執っております。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）今、部長がおっしゃっていただいたその内容でいいんですけど、もう一度、確認みたいに言いますが、もう時間がないんですけどね。部長おっしゃったかも分からないんですけども、本年2月26日付で再度、厚労省の社会・援護局保護課からということになっております。どういうことかということ、扶養義務履行が期待できない者の判断基準の留意点ということに注意するよう事務連絡が来ています。その内容は、扶養義務の履行が期待できないと判断される扶養義務者には、基本的には扶養義務者への扶養照会を行わない取扱いとしている。また、一定期間音信不通であることなど交流が断絶している場合には、これをもって著しい関係不良と判断してよいという内容にするようにという指示が出ています。さらに、音信不通と言っている期間が判明しない場合は、その申出の内容が否定される明確な根拠がない場合は、扶養義務履行が期待できないと判断するよというふうに言われています。ということで、重要な内容になっていまして、今までいろいろ取扱いについてはあったんですけど、扶養義務履行が期待できないという判断基準を改めて明確にしたんです。だから、この基準でぜひともやっていただきたいことをお願いしたいんですが、その認識でよろしいでしょうか。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）議員おただしの認識のとおり事務を行っております。

○議長（小林 弘君）10番 高本君。

○10番（高本勝次君）以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林 弘君）10番 高本君の一般質問は終わりました。

この際、3時30分まで休憩いたします。

（午後3時19分 休憩）